第１９回　釧路市農業委員会総会議事録

１．日　　時	平成２８ 年１０月３１日　１３：３０～１４：３０
２．場　　所	釧路市役所本庁舎　２階第３委員会室
３．出席委員	1番 吉田　重喜委員　2番 河崎　　忠委員　4番 福西　　範委員 5番 田井　克廣委員　6番 三木　　均委員　7番 淺野　徳昭委員 8番 熊坂　隆雄委員　9番 野村　照明委員　10番 佐藤　裕司委員 11番 松下　裕幸委員　12番 佐藤　泰正委員　13番 細川　　裕委員 14番 菊池　　隆委員　15番 村上　正人委員　16番 松永　征明委員 18番 菊池　利治委員 （以上　１６名）
４．欠席委員	3番 田井　博行委員　19番 大坂　博文委員　20番 稲場　洋二委員 21番 成田　俊英委員 （以上　　４名）
５．参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 大西　俊二　　事務局長補佐 阿部　浩治　　主査 秋元　公宏 主査 佐藤　賢二　農地業務担当員 道尾　真弓　農地業務担当員 小泉真由美 （以上　　６名）
６．議事日程	会議録署名委員の指名　　5番 田井　克廣委員 　　　　　　　　　　　　6番 三木　　均委員 会期決定について　　平成２８年１０月３１日（１日） 会務概要報告 報告第５４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について 報告第５５号　現況証明願について（市街化区域） 報告第５６号　農業経営証明願について 議案第７７号　現況証明願について 議案第７８号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第７９号　河川敷地利用権に係る許可申請について 議案第８０号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第８１号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の変更について （追加議案） 報告第５５号　現況証明願について（市街化区域） 議案第８０号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。
ただいまより第１９回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は１６名です。
議事録署名人に５番、田井克廣委員、６番、三木均委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日１０月３１日の１日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書２ページ目をご覧下さい。

それでは会務を報告いたします。

（別紙会務概要報告を読み上げ報告とした）

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので続いて議案の審議にはいります。
報告第５４号「農地法第３条の３第１項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書４ページ目の報告第５４号「農地法第３条の３第１項の規定による届出」について報告致します。
平成２１年１２月１５日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第３条の３第１項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
今回、釧路地区で１件の届出がありました。
議案書５ページ目の表の１番ですが、被相続人[redacted]が所有していた、[redacted]、他３筆、合計[redacted]㎡の農用地を相続人[redacted]が、平成２８年３月２６日、相続により所有権を取得したことにより、平成２８年９月２３日、同氏よりその旨の届出があり、平成２８年９月２６日、会長専決により受理書を発行致しました。
以上１件報告致します。

議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第５４号「農地法第３条の３第１項の規定による届出」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは次に、報告第５５号「現況証明願」について報告して下さい。
事務局 大西事務局長	それでは、議案書の６ページにございます、報告第５５号「現況証明願」について報告します。 登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。 しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届け出れば、足りることとなっています。 今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が１件ございました。 議案書７ページ目の表の１番は、資料が８ページから１０ページにございます。 市街化区域内の[redacted]、の１筆、公簿地目が畑になっております[redacted]㎡の土地について、所有者の[redacted]の代理人であります[redacted]より現況証明願があり、１０月５日、事務局職員２名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、１０月６日、会長専決により証明書の発行を行いました。 以上、１件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第５５号「現況証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、報告第５６号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。
事務局 大西事務局長	それでは議案書１１ページにございます、報告第５６号「農業経営証明願」について報告致します。 今回は、釧路地区で１件の申請がありました。 議案書１２ページの別表の１番は、[redacted]から、市街化調整区

域内の開発行為申請等のため、平成２８年１０月１７日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
以上、１件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第５６号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第７７号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。
それでは、議案書の１３ページにございます、議案第７７号「現況証明願」について提案致します。
登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。
権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。
今回は、釧路地区から２件の現況証明願の申請がございました。
議案書１４ページにございます表の１番ですが、資料は１５ページ、１６ページにございます。
[redacted]が所有する、農振地域外の公簿地目が牧場である、[redacted]、の１筆、[redacted]㎡の土地について、同氏の代理人であります[redacted]から現況証明願がありましたので、１０月１３日、釧路地区の農業委員３名と事務局職員３名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。
議案書１４ページにございます表の２番ですが、資料は１７ページ、１８ページにございます。
[redacted]が所有する、農振地域外の公簿地目が牧場である、[redacted]、の１筆、[redacted]㎡の土地について、[redacted]から現況証明願がありましたので、１０月２５日、釧路地区の農業委員３名と事務局職員２名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。
以上、２件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、１番の現地調査結果について、調査委員長の佐藤裕司委員から報告をお願いします。

委員
佐藤裕司委員

議案第７７号１番の現況証明願について報告致します。

場所は、[redacted]で、面積が[redacted]㎡、公簿地目が牧場となっております。
土地の所有者は、[redacted]であり、申請者は[redacted]であります。
この件につきましては、平成２８年１０月１３日に、釧路地区農業委員３名、事務局３名で現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野であることを確認しました。
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤裕司委員、ありがとうございました。
次に、２番の現地調査結果について、調査委員長の淺野委員から報告をお願いします。

委員
淺野委員

議案第７７号２番の現況証明願について報告致します。
場所は、[redacted]で、面積が[redacted]㎡、公簿地目が牧場となっており、土地の所有者、申請者ともに、[redacted]であります。
この件につきましては、平成２８年１０月２５日に、釧路地区農業委員３名、事務局２名で現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野であることを確認しました。
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

淺野委員、ありがとうございました。
それでは、議案第７７号「現況証明願」についての１番と２番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第７７号「現況証明願」の１番と２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第７７号「現況証明願」の１番と２番については原案のとおり決定いたします。
次に、議案第７８号「農地法第３条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より提案して下さい。

事務局 大西事務局長	それでは、議案書１９ページ目にございます、議案第７８号「農地法第３条の規定による許可申請」について提案致します。 農地法第３条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。 今回、阿寒地区で１件、音別地区で２件の許可申請がありました。 お手元に配布致しております農地法第３条調査書も併せてご覧下さい。 議案書２０ページの表の１番は、資料が議案書の２３ページ、２４ページにございますが、[redacted]の１筆、[redacted]㎡の国有地を[redacted]が釧路財務事務所長から取得するものであります。 この件につきましては、釧路財務事務所とやり取りをしておりまして、現況地目の認定及び評価について参考意見を求められ、阿寒地区で調査委員会を開催し、現地調査の上、回答しております。 議案書２１ページの表の２番は、資料が議案書の２５ページから２８ページにございますが、[redacted]が所有する、[redacted]、他１２筆、合計[redacted]㎡の農用地について、[redacted]に賃貸借を行うものであります。 議案書２２ページの表の３番は、資料が議案書の２５ページ、２９ページから３３ページにございますが、[redacted]が所有する、[redacted]、他２４筆、合計[redacted]㎡の農地について、[redacted]に賃貸借を行うものであります。 以上、３件の「農地法第３条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、ご提案を致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から提案のありました「農地法第３条の規定による許可申請」の１番について、調査委員長の稲場委員が本日欠席しているため、調査委員の細川委員に報告を求めます。
委員 細川委員	議案第７８号の１番の農地法第３条の規定による許可申請について報告致します。 １番の申請の内容は、[redacted]の所有地に隣接する国有地について、[redacted]から[redacted]が代表を務める[redacted]に、売買による所有権移転を行うものです。 この件については、平成２８年９月１６日、阿寒地区農業委員７名及び事務局３名で現地調査、協議を行った結果、当該農用地については今後も適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第３条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長 野村会長	それでは、まず１番について審議します。 質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第７８号「農地法第３条の規定による許可申請」の１番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長 野村会長	総数と認め、議案第７８号「農地法第３条の規定による許可申請」の１番については原案のとおり決定いたします。 次に、２番と３番について、調査委員長の吉田委員に報告を求めます。
委員 吉田委員	２番の[redacted]及び３番の[redacted]氏と[redacted]の賃貸借に係る農地法第３条の規定による許可申請について報告いたします。 平成２８年１０月７日、音別地区農業委員５名及び事務局２名により現地調査及び協議を行いました。 借主の[redacted]は農業生産法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業受委託などを行っており、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 野村会長	それでは、２番と３番について一括審議します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第７８号「農地法第３条の規定による許可申請」の２番と３番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長 野村会長	総数と認め、議案第７８号「農地法第３条の規定による許可申請」の２番と３番については原案のとおり決定いたします。 次に、議案第７９号、「河川敷地利用権に係る許可申請」について事務局より提案してください。

事務局 大西事務局長	それでは、議案書３４ページ目にございます、議案第７９号「河川敷地利用権に係る許可申請」について説明致します。 本案件は河川法第２４条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、昭和３９年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。 今回は釧路地区で１件、阿寒地区で１件、合計２件の許可申請がございました。 議案書３５ページの表の１番は、資料は３６ページから３８ページにございます。 本件は、河川法第２４条に基づき、[redacted]が有している、北海道が管理する、阿寒川の河川敷地である[redacted]の土地の採草放牧地としての占用許可について、当該土地の一部が河川改修工事のため使用できなくなることから、占有面積を[redacted]㎡に変更するものであります。 次に、議案書３５ページの表の２番ですが、資料が３９ページから４５ページにございます。 本件は、河川法第２４条に基づき、[redacted]が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地である[redacted]の土地の採草放牧地としての占用許可について、当該土地の一部を占用しないこととするため、占有面積を[redacted]㎡に変更するものであります。 この河川敷地の利用権については、農業委員会の意見書を添付することになっておりますことから、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長 野村会長	それでは議案第７９号「河川敷地利用権に係る許可申請について」審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第７９号「河川敷地利用権に係る許可申請」の１番と２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長 野村会長	総数と認め、議案第７９号「河川敷地利用権に係る許可申請」の１番と２番については原案のとおり決定いたします。 それでは次に、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。 事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の４６ページにございます、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。
今回は、阿寒地区で２件、音別地区で２件の計画がございます。
議案書４７ページの表の１番ですが、資料は４９ページ、５０ページにございます。
[redacted]が所有する、[redacted]、の１筆、[redacted]㎡の農地について、[redacted]との間で年間[redacted]円、期間は１０年間で賃貸借による利用権の設定でございます。
次に、議案書４７ページの表の２番ですが、資料は５１ページから５４ページにございます。
[redacted]が所有する、[redacted]、他９筆、合計[redacted]㎡の農用地について、あっせんにより[redacted]に所有権の移転を行うものでございます。
次に、議案書４８ページの表の３番ですが、資料は議案書の５５ページ、５６ページにございます。
[redacted]により[redacted]が所有する、[redacted]、他２筆、合計[redacted]㎡の農地について、[redacted]より早期買取りの申し出があり、所有権の移転を行うものでございます。
次に、議案書４８ページの表４番ですが、資料は議案書の５５ページ、５７ページ、５８ページにございます。
[redacted]により[redacted]が所有する、[redacted]、他８筆、合計[redacted]㎡の農地について、[redacted]より早期買取りの申し出があり、所有権の移転を行うものでございます。
以上４件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、２番につきましては、[redacted]が同社の役員となっており、また[redacted]、[redacted]が出資者となっており議事参与の制限にあたります。
また、４番は[redacted]の親族に関する案件ですので議事参与の制限にあたります。
そこで、審議は１番から順番に行うこととします。
それでは、１番を審議します、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の１番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の１番については原案のとおり決定いたします。

次に２番を審議しますので、[redacted]、[redacted]、[redacted]は退室して下さい。

（[redacted]、[redacted]、[redacted]退室）

議長
野村会長

それでは、２番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の２番については原案のとおり決定いたします。

[redacted]、[redacted]、[redacted]は入室して下さい。

（[redacted]、[redacted]、[redacted]入室）

議長
野村会長

２番は、原案のとおり決定致しました。

次に、３番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の３番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の３番については原案のとおり決定いたします。
次に、４番を審議しますので、[redacted]は退室して下さい。

（[redacted]退室）

議長
野村会長

４番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の４番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の４番については原案のとおり決定いたします。
[redacted]は入室して下さい。

（[redacted]入室）

議長
野村会長

４番は、原案のとおり決定致しました。
次に、議案第８１号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の５９ページにございます、議案第８１号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。
農用地利用集積計画書の２番、共通事項では、「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。
また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。
さらに、「その他」で、農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び、疑義が生じた場合は、「双方及び市」が協議して定めることになっております。

	以上を踏まえまして、順番にご説明致します。 今回は、釧路地区で２件の変更がございます。 資料は、６１ページから６３ページ目にございます。 まず、議案書６０ページの表の１番ですが、平成２４年１２月２６日開催の第４期 第９回総会、議案第３２号にて審議を行い、平成２４年１２月２８日に釧路市告示第４１７号で告示された、[redacted]が所有する、[redacted]、他２筆、合計[redacted]㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と[redacted]との間で年間[redacted]円、期間は６年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、所有者を相続人の[redacted]に変更するものです。 次に、議案書６０ページの表の２番ですが、平成２７年７月７日開催の第５期 第３回総会、議案第１５号にて審議を行い、平成２７年７月８日に釧路市告示第２９８号で告示された、[redacted]が所有する、[redacted]、の１筆、[redacted]㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と[redacted]との間で年間[redacted]円、期間は６年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、同じく所有者を相続人の前野寛氏に変更するものです。 以上２件の農用地利用集積計画の変更についてご審議を頂きたく、ご提案致します。
議長 野村会長	それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の変更について審議を致しますが、１番、２番ともに阿寒農業協同組合が農地利用集積円滑化団体となっている案件ですので、[redacted]は議事参与の制限により退室して下さい。 （[redacted] 退室）
議長 野村会長	それでは、１番、２番について一括審議します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第８１号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の変更」の１番、２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長 野村会長	総数と認め、議案第８１号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地

利用集積計画の変更」の１番、２番については原案のとおり決定いたします。
[redacted]は入室して下さい。

（[redacted]入室）

議長
野村会長

１番、２番は、原案のとおり決定致しました。
続いて、追加議案の審議に入ります。
第５５号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書の１ページにございます、報告第５５号「現況証明願」について報告します。
登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。
しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届け出れば、足りることとなっています。
今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願の追加が１件ございました。
追加議案書２ページ目の表の１番は、資料が３ページから５ページにございます。
市街化区域内の[redacted]、の１筆、公簿地目が畑になっております[redacted]㎡の土地について、所有者の[redacted]の代理人であります[redacted]より現況証明願があり、１０月２５日、事務局職員２名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、１０月２６日、会長専決により証明書の発行を行いました。
以上、１件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第５５号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、追加議案書の６ページにございます、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。
今回は、阿寒地区で１件、追加の計画がございます。

追加議案書７ページの表の５番ですが、資料が８ページから２５ページにございますが、この案件は昨年より取扱いを協議し、予備審査を行ってきました農用地利用集積計画による農地法第５条相当の農地転用となります。

「農業経営基盤強化促進法第４条」に、この法律における農用地等の定義がございますが、第４項に「開発して農用地又は農業用施設用地の用に供される土地とすることが適当な土地」とあります。

また、「農業経営基盤強化促進法の逐条解説本」によりますと、「農用地を開発（転用）して農業用施設用地とする場合は、農用地についての利用権の設定等ではなく、農業用施設開発用地についての利用権の設定等として扱われることとなる。」とあります。

開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等に当っては、その開発事業の確実性並びに農地転用の許可制度及び農用地区域の開発行為の許可制度との整合性を確保する観点から、その利用権の設定等を受けようとする者から開発事業計画の提出を求め、

① 開発事業の実施が確実であると認められること。

② 農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可基準上許可しうるものであると認められること。

③ 農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準上許可しうるものであると認められること。

を市町村が行う農用地利用集積計画の作成の際、確認し、これらの要件を備える場合に手続きを進めるようにする、とあります。

これまでの予備審査により、今回計画につきましては、これらの条件を満たすことを確認しましたので、平成２８年８月２９日開催の第１７回総会、議案第７３号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について」において原案可決となりましたことから、釧路市長に対し同意する旨の回答を行いました。

平成２８年１０月２４日付、釧農阿第７４４号にて釧路市長より農用地利用集積計画の変更が決定した旨の通知があり、事業者である[redacted]より農用地利用集積計画作成申出書及び開発事業計画書の提出がございました。

お手元に配布しました開発事業計画書と農用地利用集積計画（転用）調査書（第４条、第５条調査書）を併せてご覧下さい。

以上、１件の「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご審議を頂きたくご提案致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の５番について審議致しますが、ここで暫時休憩し、資料等の確認をお願いいたします。

（暫時休憩し、資料の確認をし、再開した）

議長
野村会長

それでは、５番を審議しますが、本案件は、[redacted]が役員となっており、[redacted]が出資している法人に関する案件で、議事参与の制限となりますの

で、退室をお願い致します。

（[redacted]退室）

議長
野村会長

それでは、５番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の５番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」の５番については原案のとおり決定いたします。
[redacted]は入室して下さい。

（[redacted]）

議長
野村会長

５番は、原案のとおり決定致しました。
これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成２８年１０月３１日

議　　長　野村 照明

署名委員　田井 克廣

署名委員　三木 均